

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 2 2 年 2 月 1 0 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ （現行どおり） 19 20 国内公募の引受等 協会員が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）<u>売出し（金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの（以下「外国証券売出し」という。）を除く。以下、同じ。）</u>募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。 21 （現行どおり） 22 特定投資家 金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（協会員及び同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 <u>第 6 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。 2 （現行どおり） （契約の締結） 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合（募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。）には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 ・ （現行どおり） 3 4 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 1 ゝ （現行どおり） 4	（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ （省 略） 19 20 国内公募の引受等 協会員が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）<u>売出し、募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。</u> 21 （省 略） 22 特定投資家 金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（協会員及び同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 <u>第 4 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。 2 （省 略） （契約の締結） 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合（募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。）には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 ・ （省 略） 3 4 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 1 ゝ （省 略） 4

改 正 案	現 行
5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第 16 条又は第 17 条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。 6 ゝ (現行どおり) 14 5 ゝ (現行どおり) 7	5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第 21 条又は第 22 条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。 6 ゝ (省 略) 14 5 ゝ (省 略) 7
(資料の提供等) 第 6 条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等 (法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。) を、当該協会員に到達した日から 3 年間 (海外 C D 及び海外 C P については 1 年間) 保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資する重要な資料 (前項に規定するもの及び法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。) を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。 3 (現行どおり) 4 協会員は、外国証券 (金商法に基づく開示が行われているものを除く。) の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示は行われていない旨を説明しなければならない。 なお、約款 (約款と同時に交付される付随資料を含む。) 及び契約締結前交付書面 (金商法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面をいう。) において、当該協会員が取り扱う外国証券のうち、金商法に基づく企業内容等の開示が行われていないものについて、開示が行われていない旨の記載がなされている場合にはこの限りでない。	(資料の提供等) 第 6 条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から 3 年間 (海外 C D 及び海外 C P については 1 年間) 保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資するその他の重要な資料を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。 3 (省 略) 4 協会員は、外国証券 (金商法に基づく開示が行われているものを除く。) の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容の開示は行われていない旨を説明しなければならない。
第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等 第 1 節 総 則 (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客 (適格機関投資家及び第 5 項に定める事	第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等 第 1 節 総 則 (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客 (適格機関投資家及び第 12 条第 3 項に

改 正 案	現 行
<u>業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券とする。<u>但し、外国証券売出し及び私売出し(金商法第2条第4項第2号口及び八に該当するものをいう。以下同じ。)</u>による場合、並びに海外証券先物取引等の受渡しをする外国証券の場合を除く。 1 協会員が第4項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場(以下「適格外国金融商品市場」という。)において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国債券並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券 3 ・ (現行どおり) 4 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券 <u>2 既に発行された外国株券等及び外国新株予約権証券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。</u> <u>3 既に発行された外国債券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる証券に加え、次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行された証券とする。</u> <u>1 外国債券に係る制度について法令が整備されていること。</u> <u>2 外国債券に係る開示について法令等が整備されていること。</u> <u>3 外国債券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</u> <u>4 外国債券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</u> <u>4 第1項の適格外国金融商品市場の要件と</u>	<u>定める事業会社等を除く。)</u>に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券とする。<u>ただし、海外証券先物取引等の受渡し決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。</u> 1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場(以下「適格外国金融商品市場」という。)において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている<u>外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの</u> 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券<u>で気配相場のあるもの</u> 3 ・ (省 略) 4 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券<u>で気配相場のあるもの</u> (新 設) (新 設) <u>2 前項の適格外国金融商品市場の要件とは、</u>

改 正 案	現 行
は、次の各号に掲げる事項をいう。 1 ゝ (現行どおり) 5 <u>5 第 1 項の事業会社等とは、次の各号に定めるもの (適格機関投資家に該当するものを除く。) をいう。</u> <u>1 事業会社</u> イ <u>上場会社又はこれに準ずる会社</u> ロ <u>外国の法人で上記イの性質を有するもの</u> <u>2 その他</u> イ <u>国、地方公共団体</u> ロ <u>金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体</u> ハ <u>官公庁共済組合</u> ニ <u>経済的、社会的に信用のある法人 (学校法人、宗教法人等)</u>	次の各号に掲げる事項をいう。 1 ゝ (省 略) 5 (新 設)
(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い) 第 8 条 協会員は、顧客に対し前条に規定する外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引もしくは国内店頭取引 (外国証券売出しを除く。) について勧誘を行わずに売付け (委託による場合を含む。) 又は売付けの媒介 (委託の媒介を含む。) を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 ゝ (現行どおり) 4 (削 る) (削 る) <u>5 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合</u> (削 る) (削 る)	(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い) 第 8 条 協会員は、顧客に対し既に発行された外国証券について勧誘を行わずに売付け又は売付けの媒介 (委託の媒介を含む。) を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 ゝ (省 略) 4 <u>5 顧客の買付けに係る外国証券が、金商法による開示が行われている場合</u> <u>6 協会員における売付けの総額が 1 億円未満の場合</u> <u>7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合</u> 第 2 節 外国で既に発行された外国証券の少人数向け勧誘 (外国証券の少人数向け勧誘により売り付ける場合の取扱い) 第 10 条 協会員は、顧客に対し、第 12 条第 1

改 正 案	現 行
(削 除)	項各号に掲げる外国証券（金商法施行令第3条の3第1項に規定するものを除く。）につき、売出しに該当しない勧誘（以下「外国証券の少人数向け勧誘」という。）を行い、当該協会員又は委託協会員（当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。）が売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件（以下「転売制限」という。）が付されていることを明らかにした書面（以下「転売制限等告知書」という。）を交付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、協会員は、転売制限等告知書を交付することを要しない。 1 外国証券の少人数向け勧誘の対象が金商法による開示が行われている外国証券である場合 2 売付けの総額が1億円未満の場合 3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 （例外的取扱い） 第11条 協会員は、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の少人数向け勧誘を行う場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。 2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書

改 正 案	現 行
(削 る)	(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を適格機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該適格機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。 4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。 (外国証券内容説明書の取扱い) 第12条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。 1 当該外国証券が外国の取引所金融商品市場に上場されているもの 2 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国の取引所金融商品市場に上場されているもの 3 当該外国証券が、外国において組織された店頭市場における当該証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの 4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの 5 第1号から第4号までに掲げる外国証券のほか、当該外国証券の発行された国の法令に基づき、当該外国証券の発行者に関する企業内容等に関する書類に準じた書類が開示されているもの 6 外国国債等 2 協会員が顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外国証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 1 外国株券等及び外国新株予約権証券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、

改 正 案	現 行
	<u>当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。</u> 2 <u>外国国債等</u> 次に掲げる区分に定めるところによる。 イ <u>OECD加盟国の外国国債等及びOECD加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。 ロ <u>OECD加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等（イに該当するものを除く。）</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。この場合、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。 ハ <u>イ及びロ以外の外国国債等</u> 当該顧客から交付請求があった場合には、外国証券内容説明書を交付しなければならない。ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。 3 <u>国際機関債</u> 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。 4 <u>前2号以外の外国債券</u> 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。 5 <u>外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD、海外CP、外国預託証券（外国株券等に該当するものを除く。）及び外国カバードワラント</u> 外国証券内容説明書を交付する。 6 <u>金商法による開示が行われている外国証券</u> 外国証券内容説明書の交付を要しない。 3 <u>前項の事業会社等とは、次の各号に定めるもの（適格機関投資家に該当するものを除</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (削 除) 第 2 節 国内店頭取引 (決 済) 第 10 条 (現行どおり) (取引公正性の確保) 第 11 条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第 14 条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。 2 1 (現行どおり) 4 (小口投資家との取引の公正性の確保) 第 12 条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額 1,000 万円未満の取引を行う顧客(適格機関	く。)をいう。 1 事業会社 イ 上場会社又はこれに準ずる会社 ロ 外国の法人で上記イの性質を有するものの 2 その他 イ 国、地方公共団体 ロ 金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体 ハ 官公庁共済組合 ニ 経済的、社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等) (告知書の交付) 第 13 条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第 1 項各号に掲げる外国証券以外の外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第 10 条第 2 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。 (外国証券内容説明書の記載事項) 第 14 条 外国証券内容説明書に記載する事項は、別表に定めるところによる。 第 3 節 国内店頭取引 (決 済) 第 15 条 (省 略) (取引公正性の確保) 第 16 条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第 19 条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。 2 1 (省 略) 4 (小口投資家との取引の公正性の確保) 第 17 条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額 1,000 万円未満の取引を行う顧客(適格機関

改 正 案	現 行
投資家及び第 7 条第 5 項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。	投資家及び第 12 条第 3 項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。
1 ・ (現行どおり) 2	1 ・ (省 略) 2
(異常な取引) 第 13 条 (現行どおり)	(異常な取引) 第 18 条 (省 略)
(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)	(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)
第14条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。	第19条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 協会員は、第 11 条第 3 項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。	3 協会員は、第 16 条第 3 項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。
第 3 章 外国投資信託証券の販売等 (対象証券)	第 3 章 外国投資信託証券の販売等 (対象証券)
第 15 条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘(外国証券売出しを除く。)を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。	第 20 条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第 17 条に定める「選別基準」に適合しているものであること。 (削 る)	2 第 21 条又は第 22 条に定める「選別基準」に適合しているものであること。ただし、次に定める場合を除く。
(削 る)	イ 少人数向け私募(当該勧誘が金商法第 2 条第 3 項第 2 号八に該当するものをいう。)の取扱いの場合
(削 る)	ロ 転売制限等告知書を交付して販売を行う場合
	ハ 適格外国金融商品市場において継続的に取引が行われているものについて、外

改 正 案	現 行
(外国投資信託受益証券の選別基準) 第 16 条 外国投資信託受益証券(オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。 1 ・ (現行どおり) 2 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人(管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会員(外国投資信託証券(当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。))の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 21 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。)が兼務することを妨げない。 4 ・ (現行どおり) 14 (外国投資証券の選別基準) 第 17 条 (現行どおり) (販売開始の届出等) 第 18 条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 代行協会員が<u>その</u>代行業務(代行協会員が<u>外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により当該外国投資信託証券の発行者に代わって国内で行う第 21 条の業務をいう。以下同じ。)</u>を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。 (買戻しの義務) 第 19 条 (現行どおり)	国証券内容説明書を交付して販売を行う場合 (外国投資信託受益証券の選別基準) 第 21 条 外国投資信託受益証券(オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。 1 ・ (省 略) 2 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人(管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会員(外国投資信託証券(当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。))の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 26 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。)が兼務することを妨げない。 4 ・ (省 略) 14 (外国投資証券の選別基準) 第 22 条 (省 略) (販売開始の届出等) 第 23 条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 代行協会員が<u>当該</u>代行業務を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。 (買戻しの義務) 第 24 条 (省 略)

改 正 案	現 行
(代行業務の継続) 第 20 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。 (資料の送付等) 第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。 2 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。 3 (現行どおり) 4 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。 (資料の公開) 第 22 条 (現行どおり) (広告等に関する制限) 第 23 条 (現行どおり) 第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等 (対象証券) 第 24 条 (現行どおり) (引受等における注意) 第 25 条 (現行どおり) (円滑な売買の成立等) 第 26 条 (現行どおり) (情報収集業務方法書の提出等) 第 27 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載し	(代行業務の継続) 第 25 条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。 (資料の送付等) 第 26 条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。 2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。 3 (省 略) 4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。 (資料の公開) 第 27 条 (省 略) (広告等に関する制限) 第 28 条 (省 略) 第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等 (対象証券) 第 29 条 (省 略) (引受等における注意) 第 30 条 (省 略) (円滑な売買の成立等) 第 31 条 (省 略) (情報収集業務方法書の提出等) 第 32 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載し

改 正 案	現 行
た書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。	た書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第30条まで同じ。ただし、次条第1項及び第30条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。	3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第35条まで同じ。ただし、次条第1項及び第35条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。
1 ・ (現行どおり)	1 ・ (省 略)
2	2
4 (現行どおり)	4 (省 略)
(資料等の提供等)	(資料等の提供等)
第28条 (現行どおり)	第33条 (省 略)
(発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置)	(発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置)
第29条 (現行どおり)	第34条 (省 略)
(特例資料等の提供等)	(特例資料等の提供等)
第30条 協会員は、情報収集業務方法書に定める情報収集等の方法により発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。	第35条 協会員は、第32条第1項に基づき発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、第28条第3項に準じて取り扱う。	3 本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、第33条第3項に準じて取り扱う。
(継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)	(継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)
第31条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第28条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第28条から前条に定める取扱いを停止することができ	第36条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第33条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第33条から前条に定める取扱いを停止することができ

改 正 案	現 行
る。 1 (現行どおり) 4	る。 1 (省 略) 4
第5章 雑 則 (売買状況等の報告等)	第5章 雑 則 (売買状況等の報告)
第 32 条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならぬ。	第 37 条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。
2 協会員は、金商法施行令第1条の7の3第6号に規定する取引を行う場合は、同号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。)第13条の3第1項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。	(新 設)
3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行う場合は、同号及び定義府令第13条の7第9項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。	(新 設)
4 本協会は、前項の報告に基づき、その結果を所定の方法により公表するものとする。	(新 設)
5 協会員は、金商法施行令第2条の12の3第1号、第2号及び第3号に規定する要件を満たす有価証券について外国証券売出しを行う場合(売買を継続して行う場合に限る。)には、本協会が必要と認める事項を所定の方法により報告しなければならない。	(新 設)
6 本協会は証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号に基づく協会員による確認の用に供するため、その結果を所定の方法により公表するものとする。	(新 設)
(電磁的方法による書面の交付等)	(電磁的方法による書面の交付等)
第 33 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。	第 38 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

改 正 案	現 行
1 ・ (現行どおり) 2 (削 る) (削 る) (削 る) 3 第 11 条第 4 項に規定する取引価格の算 定方法等を記載した書面 4 第 21 条第 1 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の目論見書又は外国証 券内容説明書 5 第 21 条第 3 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の決算報告書その他の 書類 6 第 22 条第 1 項に規定する外国投資信託 証券の決算報告書その他の書類 7 第 28 条に規定する資料等 8 第 30 条に規定する特例資料等 2 (現行どおり)	1 ・ (省 略) 2 3 転売制限等告知書 4 外国証券内容説明書 5 第 12 条第 2 項第 4 号に規定する非定型 的な外国債券の仕組みを説明した文書 6 第 16 条第 4 項に規定する取引価格の算 定方法等を記載した書面 7 第 26 条第 1 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の目論見書又は外国証 券内容説明書 8 第 26 条第 3 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の決算報告書その他の 書類 9 第 27 条第 1 項に規定する外国投資信託 証券の決算報告書その他の書類 10 第 33 条に規定する資料等 11 第 35 条に規定する特例資料等 2 (省 略)
付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行す る。	

以 上

改 正 案	現 行
(削 る)	別表第 1 <u>外国株券</u> 1. <u>発行者情報</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 <u>決算期</u> <u>発行済株式数</u> (注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。 <u>事業内容</u> (注)事業内容を簡潔に記載すること。 2. <u>証券情報</u> <u>株式の種類</u> (注)普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。 <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 <u>株価の推移</u> <u>業績推移</u> イ <u>売上高</u> ロ <u>当期純利益</u> ハ <u>株主資本の額</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。 1 <u>株当たり情報</u> イ <u>1株当たり当期純利益</u> ロ <u>1株当たり配当額</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。 別表第 2 <u>外国転換社債型新株予約権付社債</u> 1. <u>発行者情報</u> (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行
(削 る)	

改 正 案	現 行
(削る)	<u>した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 <u>決算期</u> <u>事業内容</u> (注)事業内容を簡潔に記載すること。 <u>主要な財務データ</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2.証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>転換の条件</u> (注)国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 <u>転換により発行する株式の種類</u> <u>転換請求期間</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> (注)オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 <u>信用補完の内容</u> (注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第3 <u>外国新株予約権付社債</u> 1.発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行

改 正 案	現 行
(削る)	<u>した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>(注)事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> <u>2.証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>新株予約権の内容</u> <u>イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額</u> <u>ロ 権利行使により発行する株式の種類</u> <u>ハ 権利行使により発行する株式の発行価格</u> <u>新株予約権の行使請求期間</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第4 <u>外国新株予約権証券</u> <u>1.発行者情報</u> <u>(注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行</u>

改 正 案	現 行
(削る))	<u>者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>(注)事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> <u>2.証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>新株予約権の内容</u> <u>イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額</u> <u>ロ 権利行使により発行する株式の種類</u> <u>ハ 権利行使により発行する株式の発行価格</u> <u>新株予約権の行使請求期間</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u>
	別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債) 1.発行者情報 <u>(注1)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。</u> <u>(注2)発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</u> <u>(注3)信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>情報を作成・交付するものとする。</u> <u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注)事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> <u>2.証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	<u>別表第6</u> <u>仕組債</u> <u>(利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債)</u> <u>1.発行者情報</u> <u>(注1)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち ～ の記載を省略することができる。</u> <u>(注2)発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>その代替として使用することができる。</u> <u>(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。</u> <u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>(注) 利金の決定方法を記載すること。</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>(注) 償還金の決定方法を記載すること。</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券 1. 発行者情報 <u>(注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</u>

改 正 案	現 行
(削 除)	る。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 財務諸表又は資産の内容・負債総額 株主及び株主の権利 2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載すること。 発行地 発行日 発行額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 管理資産の状況 別表第8 - 1 特別目的会社の社債 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。

改 正 案	現 行
	<u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>会社の目的</u> <u>資産の内容・負債総額</u> <u>株主及び株主の権利</u> <u>2.証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>(注)利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>(注)償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>スワップのカウンターパーティーの名称及び格付</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>3.管理資産及び関係者情報</u> <u>管理資産の内容及び性格</u> <u>(注)管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。</u> <u>イ 証券の名称</u> <u>ロ 発行総額</u> <u>ハ 利率</u> <u>ニ 償還期限</u> <u>(注)償還日を記載すること。</u> <u>ホ 格付</u> <u>ヘ 組入れ金額</u>

改正案	現 行
(削 除)	<u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>管理資産の経理状況</u> <u>(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> 別表第 8 - 2 <u>特別目的会社の社債</u> 1. 発行者情報 <u>(注 1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</u> <u>(注 2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>会社の目的</u> <u>財務諸表</u> <u>(注) 要約して記載することができる。設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。</u> <u>株主及び株主の権利</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>(注) 発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>発行額</u> <u>トラスティー</u> <u>支払代理人</u> <u>引受人</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>登録・保管制度</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>3. 管理資産及び関係者情報</u> <u>管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格</u> <u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>管理資産の状況</u> <u>a) 最近事業年度末の管理資産内容</u> <u>(注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> <u>b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況</u> <u>(注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</u> 別表第9 外国国債等及び国際機関債 1. 発行者情報 <u>(注) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>国又は地方公共団体の場合</u> <u>発行者の名称</u> <u>発行者の概要</u> <u>(注)位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。</u> <u>財政の概要</u> <u>国際機関又は政府関係機関等の場合</u> <u>発行者の名称</u> <u>発行者の概要</u> <u>(注)設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。</u> <u>経理の状況</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>上場・非上場の区分</u> <u>(注)外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。</u> <u>担保又は保証に関する事項</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第10 - 1 外国投資法人債券 第一部 証券情報 <u>銘柄名</u> <u>証券の形態等</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払い日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>日本以外の地域における販売</u> 第二部 発行者情報 <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> <u>ファンドの関係法人の概要</u> <u>(注)管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> <u>投資の基本方針</u> <u>投資制限</u> <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。</u> <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>ファンドの運用状況</u> <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。</u> <u>ファンドの経理状況</u> <u>(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。</u> 別表第10 - 2 <u>外国投資信託受益証券及び外国投資証券</u> <u>第一部 証券情報</u> <u>ファンドの名称</u> <u>ファンドの形態等</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行数及び発行総額</u> <u>申込手数料</u> <u>申込単位</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>日本以外の地域における販売</u> <u>第二部 発行者情報</u> <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> <u>ファンドの関係法人の概要</u> <u>(注) 管理会社の他、ファンドの運営に与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> <u>投資の基本方針</u> <u>(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が、指数に連動するものである場合には、その旨及び当該指数の名称等を記載すること。</u> <u>投資制限</u> <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。</u> <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>ファンドの運用状況</u> <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	載する。 _____ <u>ファンドの経理状況</u> <u>(注) 直近 2 計算期間の貸借対照表、損益</u> <u>計算書、投資有価証券明細票等を、要</u> <u>約して記載しても差し支えない。</u> 別表第10 - 3 <u>外国 E T F</u> 第一部 証券情報 _____ <u>ファンドの名称</u> _____ <u>ファンドの形態等</u> _____ <u>発行地</u> _____ <u>発行日</u> _____ <u>発行数及び発行総額</u> _____ <u>売買単位</u> _____ <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引</u> <u>業協会の名称</u> 第二部 発行者情報 _____ <u>ファンドに係る法制度の概要</u> _____ <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> _____ <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> _____ <u>ファンドの関係法人の概要</u> _____ <u>(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関</u> <u>与する関係法人について、その名称及</u> <u>び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> _____ <u>投資の基本方針</u> _____ <u>(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国</u> <u>投資証券の一口当たりの純資産額の変</u> <u>動率が連動する指数の名称等を記載す</u> <u>ること。</u> _____ <u>に同様の内容を記載している場合</u> <u>は記載を省略することができる。</u> _____ <u>投資制限</u> _____ <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限</u> <u>について、その内容を記載する。</u> _____ <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> _____ <u>ファンドの運用状況</u> _____ <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の</u> <u>推移、配当(分配)状況)について記</u> <u>載する。</u> _____ <u>ファンドの経理状況</u> _____ <u>(注) 直近 2 計算期間の貸借対照表、損益</u> <u>計算書、投資有価証券明細票等を、要</u> <u>約して記載しても差し支えない。</u> 別表第11 <u>外国貸付債権信託受益証券</u> 1 . 証券情報 _____ <u>証券の名称</u>
(削 る)	

改 正 案	現 行
(削 る)	<u>信託受益証券の形態及び基本的仕組み等</u> <u>発行総数及び発行総額</u> <u>配当・利息金の支払方法及び償還の方法</u> <u>発行価格</u> <u>一単位の金額</u> <u>発行日</u> <u>償還日</u> <u>トラスティー</u> <u>引受人</u> <u>支払代理人</u> <u>登録・保管制度</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> 2. <u>信託財産情報</u> <u>資産（貸付債権）の内容及び性格</u> <u>信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要</u> <u>信託及び貸付債権の関係者</u> <u>(注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>原保有者の債権貸付事業の概要</u> <u>信託財産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>信託財産の経理状況</u> a) <u>最近の計算書類</u> <u>(注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。</u> b) <u>過去の計算期間毎の財産及びその運用状況</u> <u>(注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</u> 別表第12 海外CD 1. <u>発行者情報</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u>

改 正 案	現 行
(削 除)	事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 総資産額の世界順位 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 記名・無記名の別 発行地 預入日 発行単位 額面金額の総額 利率(割引率)・利払日 満期日 受託会社又は預託機関 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項 別表第13 海外CP 1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 発行地 振出日 券面総額 引受人 利率・利払日 支払期日 バックアップライン又は保証に関する事項

改 正 案	現 行
(削 除)	<u>格付及び格付機関</u> <u>その他投資者にとって参考となる事項</u> 別表第14 <u>特別目的会社の海外C P (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第3号に規定する資産流動化証券に該当する海外C P)</u> 1. 発行者情報 <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度 (公表されていない場合は、その前事業年度) に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>(注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</u> <u>発行地</u> <u>振出日</u> <u>券面総額</u> <u>引受人</u> <u>利率・利払日</u> <u>支払期日</u> <u>バックアップライン又は保証に関する事項</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>その他投資者にとって参考となる事項</u> 3. 管理資産及び関係者情報 <u>管理資産の内容及び性格</u> <u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>原保有者の事業の概要</u> <u>管理資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u>

改 正 案	現 行
(削 除)	<u>管理資産の経理状況</u> <u>(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> 別表第15 外国カバードワラント 1. 発行者情報 <u>(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行価額の総額</u> <u>オプションの内容</u> <u>オプションの行使請求の方法・条件</u> <u>決済の方法</u> <u>取得格付</u> <u>当該カバードワラントの発行の仕組み</u> <u>上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u> <u>オプションの行使の対象が有価証券である場合は当該有価証券の発行者の企業情報</u> <u>(注) 当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。</u> <u>当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報</u>

改 正 案	現 行
(削 除)	<u>イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容</u> <u>ロ 当該指数等の推移（直近５年間の年別最高・最低値及び直近６月間の月別最高・最低値を記載）</u> 別表第16 外国預託証券 １．原証券の発行者情報 <u>（注）原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、原証券の発行者情報のうち ～ の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>（注）本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>（注）事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>（注）最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> ２．証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>配当金・基準日等</u> <u>（注）原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。</u> <u>（例）原証券が債券である場合は利率・利払日を記載する。</u> <u>権利の内容</u> <u>権利行使請求の方法・条件</u> <u>取得格付</u> <u>（注）原証券が債券である場合のみ記載する。</u> <u>当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容</u> <u>当該預託証券の発行の仕組み</u> <u>上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u> <u>預託を受ける者の企業情報</u>

改 正 案	現 行
(規則第8条に関する投資確認書の参考様式) 投資確認書 〇〇証券株式会社 殿 平成 年 月 日 住所 氏名又は 名称 (印) 私は、下記の海外発行証券の買付け(委託による場合を含む。)を行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。 記 受 注 銘 柄 受注数量又は受注金額 以上 (注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第8条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。 (削 除)	(規則第8条に関する投資確認書の参考様式) 投資確認書 〇〇証券株式会社 殿 平成 年 月 日 住所 氏名又は 名称 (印) 私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。 記 受 注 銘 柄 受注数量又は受注金額 以上 (注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第8条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。 (規則第10条第1項による転売制限等告知書の参考様式) (個別取引用) 転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 〇〇証券株式会社 (金融商品仲介業者の氏名又は名称) 今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、金融商品取引法第23条の14第1項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。

改 正 案	現 行
	なお、当該証券に関しては、我が国の金融商品取引法による開示は行われておりません。 記 受 注 銘 柄 _____ 受注数量又は受注金額 _____ 以上 (注)「金融商品仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。
(削 る)	(規則第10条第1項による転売制限等告知書の参 (包括契約用) 転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 〇〇証券株式会社 (金融商品仲介業者の氏名又は名称) 当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う外国証券のうち我が国金融商品取引法による開示が行われていないものについては、金融商品取引法第23条の14第1項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 以上 (注)「金融商品仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。
(削 る)	外国証券の譲渡に関する確認書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 _____ 氏名又は _____ 名称 _____ ㊟ 今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認

改 正 案	現 行
	し、購入証券については、非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。 記 銘 柄 _____ 数量又は金額 _____ 以上 （注）本確認書の徴求については、任意とする。
（ 削 る ）	（規則第10条第3項に関する参考様式 その1） （個別取引用） 外国証券の売却に関する指図書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 _____ 氏名又は _____ 名称 _____  今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。 記 受 注 銘 柄 _____ 受注数量又は受注金額 _____ 以上 （注）本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。
（ 削 る ）	（規則第10条第3項に関する参考様式 その2） （包括契約用） 外国証券の売却に関する指図書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 _____ 氏名又は _____

改 正 案	現 行
	名称  <u>私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第13条（注文の執行及び処理）に下記の第 6 号を加えることに同意します。</u> 記 <u>申込者が当社に売却する外国証券のうち、金融商品取引法第23条の14第 1 項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。</u> 以上 <u>（注）本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第 3 項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</u>

以 上